

令和4年2月
農業委員会議事録

開催日：令和4年2月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 4年 2月25日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗原 和紀
統括主幹 齋藤 利明
技 師 小島 拓也

(説明員) 開発指導課調整幹 田中 克尚
農業振興課主査 濱野 洋平

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第7号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について
- 第8号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 第5号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時46分

9. 会議の内容

局 長	<p>皆様、改めましておはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>改めまして、おはようございます。今日は平年並みの12度ぐらいになるということです。明日からは桜の咲く陽気になるということで、やっと春が始まるのかなと思っております。暖くなるのはいいのですけれども、これから花粉で悩まされる長い時期が来るのかなと。一番困るのはコロナと症状がみんな似ているということで、花粉症なのかコロナなのか、その辺の見極めが非常に難しいのかなと思っております。コロナが出てもう2年も過ぎて、通常の生活が戻ってきておりません。まだまだ、昨日も埼玉は5,000人を超えているということで、大勢の感染者がここずっと続いていて、東京も1万ちょっとになりましたけれども、なかなか周りのところは減らないというのが現状で、また1年大変な思いが始まるのかなと思っております。</p> <p>昨年の米の価格を見てもあのおりの金額で、農家をやめていく人が多くなるのは、前回もお話ししましたけれども、農家をやめていく人がいれば農地が荒れてきますので、受けてあげたくてもこのような状況では受けてあげられないのが現状なので、やはり何か国のほうでもうちょっと米に対してその辺を少し考えていただきたいと思ってます。</p> <p>何はともあれ新しい作付がもうじき始まります。体には十分気をつけていただいて農作業をしていただければと思います。</p> <p>言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>出席委員は14人で全員出席しておりますので、総会は成立しております。</p>

なお、本日は第8号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についての説明員として農業振興課の濱野主査が同席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、8番の宇田川委員、9番の吉田委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番及び2番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番及び2番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万2,379平方メートルです。通作距離は徒歩3分、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人1名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万5,286平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計6名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員3番の今井委員、2番について推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、今井委員よりお願いいたします。

3 番 推 進 委 員

1 番 の 件 に つ い て 補 足 説 明 し ま す 。

(今井委員)

2月22日に現地を確認しております。申請地の農地2筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。

2番について、豊田委員よりお願いいたします。

1 1番推進委員 2番の件について補足説明します。

(豊田委員)

2月22日に現地を確認しております。申請地の農地1筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

引き続き、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての3番及び4番につきましては、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時04分)

(●番 ●●委員退室：午前10時04分)

(再開時刻：午前10時05分)

議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての3番及び4番について、事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての3番及び4番について説明します。</p> <p>番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。</p> <p>それでは、3番の概要ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万7,003平方メートルです。通作距離は徒歩で10分、農機具は完備しております。農業従事者は譲受人を含め計6名です。</p> <p>続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万7,003平方メートルです。通作距離は徒歩10分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計6名です。</p> <p>以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長 4 番 推 進 委 員 (林 委 員)	<p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、3番及び4番について推進委員4番の林委員よりお願いいたします。</p> <p>3番、4番の件について補足説明します。</p> <p>2月22日に現地を確認しております。申請地3番の農地3筆及び4番の農地2筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p>

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時07分)

(●番 ●●委員入室：午前10時07分)

(再開時刻：午前10時08分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹 議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、本件申請地の近隣住民の方々から駐車場として貸してほしいとの強い要望を受け、困っている方に協力できればと考え申請に及んでものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員 1 番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員) 2月15日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用の目的は駐車場であります。西側の出入口を除いて周囲に単管パイプ、

議
全
議

長
員
長

コンクリートブロック等を設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、このたび戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも程近く、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家まで徒歩3分ほどの距離に位置し、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理

由といたしまして、譲受人は平成6年に草加市に本店を置き、主に鉄道関連の建設業を営む法人です。近年受注も多くなり、現在資材置場がないため土地を探していたところ、申請地は国道4号バイパスへのアクセスがよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は店舗です。転用理由といたしまして、譲受人は平成26年に川口市に本店を置き、主に解体業を営む法人です。業績を伸ばし、今般母国のトルコ料理の店舗を出店するに当たり土地を探していたところ、申請地の周辺は住宅やコンビニ、医療施設等が混在している地域で、集客が見込められることなどから計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和48年に八潮市に本店を置き、主に運送業を営む法人です。業績も順調に伸び、現在利用している駐車場は3か所ありますが、スペースがいっぱいとなり、そのうち2か所の駐車場は中学校の近くであるため、登下校の時間帯と配送車両の出入りが重なり支障を来しており、駐車場を1か所にまとめ管理したいと考え土地を探していたところ、申請地は4号バイパスに近く、前面道路も広く近隣に住宅等もなく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり家族の将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家まで程近く、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

		<p>また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について山崎委員、3番について大熊委員、4番について宇田川委員よりお願いいたします。また、5番及び6番については私から説明いたします。</p> <p>それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。</p>
1 番 委 員		<p>1番の件についてご説明いたします。</p> <p>2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅であります。西側の出入口を除いて周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
(瀬尾委員)		
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2番について、山崎委員よりお願いいたします。</p>
4 番 委 員		<p>2番の件についてご説明いたします。</p> <p>今月22日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。東側の出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。</p>
(山崎委員)		
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>3番について、大熊委員よりお願いいたします。</p>
7 番 委 員		<p>3番の件について説明いたします。</p> <p>2月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は資材置場です。西側の出入口を除く南側、北側は既存コンクリートブロックで区画されており、東側は新設のコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
(大熊委員)		
議	長	<p>ありがとうございました。</p>

8 番 委 員
(宇田川委員)

4番について、宇田川委員よりお願いいたします。

4番の件について説明いたします。

2月21日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は店舗です。東側の出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

5番及び6番について私から説明いたします。

まずは5番の件につきまして説明いたします。2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場です。北側の出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲へ被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

引き続き6番の件について説明いたします。

2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用の目的は住宅です。南側の出入口を除き周囲にコンクリートブロックを設置することから、周囲への被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員
議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続き、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について、事務局から説明願いま

す。

議案書の4ページ及び5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財も増え手狭となり戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は小中学校が近く、また実家にも程近く、将来両親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番及び9番は関連がありますので、一括して説明します。転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人及び譲受人は平成24年に市内に本店を置き、主に建設業を営む法人です。現在使用している資材置場が大変手狭となり土地を探していたところ、申請地は前面道路の幅員が広くアクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび相続により土地の調査をしたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き住宅敷地として利用することが適法な土地にするための申請です。

なお、令和4年1月16日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。

また、引き続き線引き以前からの利用条件につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和56年に兵庫県神戸市に本店を置き、主に運送業を営む法人です。業績も順調に伸び、このたび越谷営業所の業務拡大のため駐車場用地が必要となり土地を探していたところ、申請

地は営業所から近く、前面道路も広く計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

以上、5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番から10番について田口委員、11番について藤井委員よりお願いいたします。

10番委員
(田口委員)

それでは、7番から10番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、7番の件について説明をいたします。

2月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロックフェンス及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、8番、9番の件につきましては関連がございますので、一括して説明をいたします。

2月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。西側出入口部分を除き周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断をいたします。

以上、報告いたします。

続きまして、10番の件について説明をいたします。同じく2月17日に現地を確認しましたが、申請地の現況は宅地です。転用の目的は住宅用敷地の追認です。当該地は、いわゆる線引き前からの住宅敷地として使用されており、周辺には農地もなく、現況がコンクリート敷となっていることから被害防除などの対策はありません。

議 長

以上、報告をいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

2 番 委 員
(藤井委員)

11番について、藤井委員よりお願いいたします。
それでは、11番の件についてご説明させていただきます。

2月21日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、転用の目的は駐車場です。西側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、周りの農地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明願います。

議案書の6ページを御覧ください。

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が5筆で、面積は1,559平方メートル。平成31年2月26日から令和4年2月25日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が6筆で、面積は5,268平方メートル。平成31年2月26日から令和4年2月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員13番の原田委員、2番について推進委員9番の齋藤委員よりお願いいたします。</p> <p>1番について、原田委員よりお願いいたします。</p>
13番推進委員 (原田委員)	<p>1番について報告します。</p> <p>2月22日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地5筆については、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2番について、齋藤委員よりお願いいたします。</p>
9番推進委員 (齋藤委員)	<p>2番について報告いたします。</p> <p>2月22日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地6筆については、適正に管理、耕作されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p>
全 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。</p> <p>続きまして、第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>議案書の7ページ及び8ページを御覧ください。</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認</p>

について説明いたします。

本件は、越谷税務署長より、租税特別措置法の規定により相続税の猶予を受けている農地等の利用状況等について確認したいので、農業委員会に対して該当する農地につきまして、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出を依頼されたものです。

番号、相続人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が3筆で、面積は1,067平方メートルです。

次に、2番の内容ですが、筆数が12筆で、面積は1万394平方メートルです。

次に、3番の内容ですが、筆数が11筆で、面積6,687平方メートルです。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員7番の高島委員、2番について推進委員3番の今井委員、3番について推進委員4番の林委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、高島委員よりお願いいたします。

7番推進委員

(高島委員)

1番について報告します。

2月22日に現地を確認しております。事務局説明のとおり、特例適用農地3筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

2番について、今井委員よりお願いいたします。

3番推進委員

(今井委員)

2番の件についてご報告いたします。

2月22日に現地を確認しております。事務局ご説明のとおり、特例適用農地12筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

4 番推進委員
(林 委 員)

3 番について、林委員よりお願いいたします。

3 番について報告します。

2月22日に現地を確認しております。事務局説明のとおり特例適用農地11筆は、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり確認書を発行いたします。

続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定につきましては、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時33分)

(●番 ●●委員退室：午前10時33分)

(再開時刻：午前10時34分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の9ページから17ページを御覧ください。

第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、

期間の順に読み上げます。

- 1 番、6 筆の合計6,781平方メートル、新規で、期間は3年です。
- 2 番、2 筆の合計1,000平方メートル、再設定で、期間は5年です。
- 3 番、11筆の合計5,576平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 4 番、500平方メートル、再設定で、期間は1年です。
- 5 番、8 筆の合計6,539平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 6 番、7 筆の合計5,730平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 7 番、3 筆の合計1,438平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 8 番、13筆の合計1万1,348平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 9 番、971平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 10番、3 筆の合計2,935平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 11番、6 筆の合計4,628平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 12番、2 筆の合計1,942平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 13番、12筆の合計9,920平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 14番、991平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 15番、3 筆の合計2,943平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 16番、2 筆の合計1,942平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 17番、3 筆の合計2,551平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 18番、2 筆の合計1,982平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 19番、964平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 20番、9 筆の合計6,864平方メートル、新規で、期間は5年です。
- 21番、3 筆の合計2,973平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 22番、1,001平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 23番、953平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 24番、10筆の合計7,239平方メートル、新規で、期間は10年です。
- 25番、991平方メートル、新規で、期間は10年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議

長

全 議	員 長	なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時39分) (●番 ●●委員入室：午前10時39分) (再開時刻：午前10時40分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の18ページ及び19ページを御覧ください。 第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明します。 農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理機構の公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得した土地で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき越谷市長より意見を求められたものです。本件は、西新井・北後谷地区事業地内担い手の変更に伴う配分計画（案）であり、賃借権の設定を受ける者、面積、期間の順に読み上げます。 1番、24筆の合計2万340平方メートル。期間は7年11か月です。 事務局からは以上です。
議 全 議	長 員 長	ただいまの件につきまして質疑はございませんか。 なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

全
議
員
長

続いて、本計画案に対する意見はございませんか。

なし。

意見はないということでございますので、続いて採決を行います。

原案のとおり賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議
長

挙手は全員でございますので、原案のとおり意見なしと決定いたします。

第8号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

農業振興課の濱野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の20ページを御覧ください。

第8号議案 特定農地貸付法に基づき開設する市民農園の承認についてご説明いたします。

市民農園の開設につきましては、幾つかの法律に基づく方法がありますが、今回の市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、土地所有者自身が開設するというものでございます。

開設までの手続として、まず越谷市と開設者との間で貸付協定を締結します。この協定は、市民農園の適切な管理についてや、これに違反した場合の協定の廃止などを定めています。協定締結後、市民農園の具体的な運営方法を定めた貸付規定を作成し、その内容を基に貴委員会の承認を得ることで開設できるものとなります。

それでは、市民農園の概要についてご説明いたします。市民農園の開設者は、土地所有者の2名であり、1区画の貸付面積は3平米と4.8平米を用意し、計120区画を整備いたします。利用料は、区画の面積に応じて年間7万6,800円、もしくは年間11万2,800円となります。貸付期間は1年間とし、募集方法は、チラシやインターネット上で随時募集。応募対象者の制限等はなく、貸付条件は違法、不当なものではないことを確認しております。

また、農園には栽培指導員を配置し、週3日から5日、農園の管理

業務を実施する予定であり、本市の適切な利用を確保することができると考えられます。

なお、農地の周囲は宅地及び道路であり、周辺における農業上の利用の増進に支障はなく、農園の位置やその規模については妥当なものであると考えます。

農業振興課からは以上です。

議
全
員
議
長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議
長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は報告でございます。

事務局から説明願います。

統
括
主
幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の21ページ及び22ページです。第1号報告 農地法第3条の第1項の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、23ページから25ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、11件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、26ページから28ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、9件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

議

長

続きまして、29ページ及び30ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回2件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、31ページです。第5号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、3月25日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時46分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和4年 2月25日

議 長

署名委員

署名委員